

瀬戸内財第 62 号
平成 20 年 5 月 30 日

入札参加資格審査申請者各位

瀬戸内市長 立岡 脩 二
(公印省略)

平成 20 年度市発注建設工事の入札に係る留意事項及び
営業所許可関係調書・名簿等の提出依頼について

平素は瀬戸内市の建設行政につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建設工事の適正な執行を期するため、平成 20 年度からの市発注建設工事に関する留意事項について昨年 9 月にお知らせしましたが、内容を一部追加しましたので適正に対処されますようご注意ください。

また、最新の営業所許可関係調書・名簿等の提出をいただき工事契約及び現場配置技術者等の確認資料として用いますので、提出方よろしくお願いいたします。

記

1 営業所許可関係調書・名簿等の提出について

(提出の対象者は、市内設置の**本社・支店・営業所**とします。)

営業所許可等調書、役員等・専任技術者・技術者名簿(別添様式 1 ~ 4)を作成の上、平成 20 年 6 月 30 日(月)までに企画財政部 財政課へ提出(郵送可)頂きますようお願いいたします。

パソコン入力用の様式が必要な方は、瀬戸内市ホームページの入札・契約から、営業所許可等調書(様式 1)、役員等名簿・使用人数(様式 2)、専任技術者名簿(様式 3)、技術者名簿(様式 4)をダウンロードしてください。

2 周知・留意事項

一般競争入札の試行について

- ・制限付一般競争入札の試行について平成 20 年 6 月 1 日から施行します。指名競争入札(市から指名対象者に指名通知する)とは異なり、それぞれの一般競争入札参加希望者が入札の公告、財政課及び市ホームページで閲覧され、参加資格要件を満たし入札参加をする場合に、申請に基づいて執行される公募型の入札です。入札情報は、入札の公告、財政課及び市ホームページで閲覧となりますので、日ごろから確認をされますよう周知します。

入札参加資格審査申請書、営業所許可等調書、役員等・専任技術者・技術者名簿（別添様式1～4）の変更届

- ・ 既に申請済の入札参加資格審査申請書、今回提出を願う営業所許可等調書、役員等・専任技術者・技術者名簿（別添様式1～4）の内容が変更となった場合は、変更事項の内容及び関係添付書類（資格証明等）の写しを添付して、必ず変更届を提出してください。（許可申請、変更・廃業届等、役員・技術者の変更・新規雇用による追加・退職による減員等）
- ・ **変更届が提出されていない場合、指名停止基準に基づき指名停止となる場合がありますので留意してください。**

市内既設置の支店または営業所の指名の取扱い

- ・ 市内既設置の支店または営業所の取扱いについて、平成19年度までは経過措置期間として市内業者と同様の指名対象（市内扱い）としていましたが、平成20年度（H20.6.1）からは、指名（回数の減等）の扱いが異なる随意指名（準市内扱い）となります。

工事施工現場の安全管理の徹底

- ・ 受注工事現場の安全管理措置が不適切であり公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき、工事関係者に死亡者や負傷者を生じさせたと認められるときは、**指名停止基準に基づき指名停止となる場合がありますので工事施工現場の安全管理措置徹底に留意してください。**

現場代理人及び主任技術者等の配置

- ・ 現場代理人は、請負人の代理人的な役割や職務を担う役割ではありますが資格の有無についての条件はありません。しかし、工事請負契約により現場常駐となるため専任同様に、他の工事現場の現場代理人、主任技術者等いずれも兼務することはできません。
- ・ 平成20年度（H20.6.1）からは、現場代理人は直接的雇用関係にあることを要件とします。（健康保険証等での雇用確認を必要とします。ただし、3ヶ月以上の雇用までは問いません。）
- ・ 一人の技術者等が同一工事の現場代理人と主任技術者等を兼務することは可能ですが、兼務した場合は現場常駐となることから、他の工事現場の現場代理人、主任技術者等いずれも兼務することはできません。
- ・ 請負金額（税込）2,500万円（建築一式工事の場合5,000万円）未満の場合一人の技術者等が現場代理人と主任技術者を兼務しない場合は、他の工事の主任技術者として兼務することが可能です。

- ・ 請負金額（税込）2,500万円（建築一式工事の場合 5,000万円）以上の場合 一人の技術者等が現場代理人と専任を要する工事の主任技術者または監理技術者の兼務は可能です。また、平成 20 年度(H20.6.1)からは、専任を要する工事の主任技術者または監理技術者は、技術者であることの名札又は腕章等の着用及び入札執行日以前に、直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）雇用関係にあることを、厳正に確認することとします。（監理技術者資格者証または健康保険証等での雇用確認をします。）

営業所の専任技術者の配置

- ・ 営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、原則として工事現場に配置（技術者や一般作業員としても）することはできません。

【注】特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者等となった場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取扱うこととされています。しかし、これは例外的に承認されることで、十分留意してください。

- ・ 請負金額（税込）2,500万円（建築一式工事の場合 5,000万円）未満の場合 専任を要しない工事の主任技術者になることは、特例として可能ですが、現場代理人と兼務することはできません。
- ・ 請負金額（税込）2,500万円（建築一式工事の場合 5,000万円）以上の場合 現場代理人及び専任を要する工事の主任技術者または監理技術者にはなれません。

下水道工事の推進工事技士の配置

- ・ 平成 20 年度(H20.6.1)からは、下水道工事において推進工事作業中は、推進工事技士の資格を有する者（元請又は下請を問わない）を現場に常駐配置することを要件とします。

入札辞退届の提出

- ・ 指名通知のあった工事において、主任技術者等が不足し適正な配置ができない場合は契約締結ができないので、入札執行日までに入札を辞退する旨の入札辞退届を提出してください。

入札執行時の誓約書の提出

- ・ 誓約書の提出については、既に提出を求めているところですが、入札案件ごとに誓約書を持参し提出願います。また、代理人に委任する場合は委任状を併せて提出願います。

平成21年度入札参加資格審査申請書に添付提出する経営事項審査結果通知書の取扱い

- ・ 平成20年4月1日から経営事項審査制度が大幅に改正されたことに伴い、平成21年度入札参加資格審査申請添付提出用の経営事項審査結果通知書は、平成20年4月1日施行の経営事項審査制度改正後の経営事項審査結果通知書とします。

つきましては、再審査の手続きが必要となる対象の方は、再審査を受審し、改正後の経営事項審査結果通知書を準備されますよう周知いたします。

なお、平成21年度入札参加資格審査申請に改正前の制度による経営事項審査結果通知書を添付提出された場合は、審査の対象になりませんので、ご注意ください。

問い合わせ先 瀬戸内市役所 企画財政部 財政課 ()0869-22-3906